

令和7年度

大津市役所本庁舎における飲料用自動販売機の設置に
係る行政財産（建物）の貸付けに関する一般競争入札要領

受付期間

令和8年1月26日（月曜日）から
同年2月17日（火曜日）まで

入札日

令和8年3月10日（火曜日）

大津市 総務部 管財課

目 次

1 競争入札に付する事項（貸付物件の概要）	・・ 1
2 自動販売機の設置条件	・・ 2
3 入札参加資格	・・ 3
4 入札参加の申込み	・・ 5
5 契約条項を閲覧する場所	・・ 6
6 資格確認結果の通知	・・ 6
7 入札参加資格のない者への理由説明	・・ 6
8 質問及び回答	・・ 7
9 入札	・・ 7
10 入札保証金	・・ 8
11 入札の中止	・・ 8
12 入札の無効	・・ 8
13 入札に関する注意事項	・・ 8
14 開札	・・ 8
15 落札候補者の決定方法	・・ 8
16 開札結果	・・ 9
17 契約の締結	・・ 9
18 契約保証金	・・ 9
19 落札者の譲渡制限	・・ 9
20 落札情報の公開	・・ 9

(添付)

貸付箇所見取図

貸付箇所現況写真

様式第1～10

この要領は、大津市役所本庁舎における飲料用自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置に係る行政財産（建物）の貸付について、飲料用自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を一般競争入札の方法により選定するため、必要な手続きを定めたものである。

入札に参加希望される方は、この要領をよく読み、各事項を承知したうえ、申込を行うこと。

1 競争入札に付する事項（貸付物件の概要）

自動販売機を設置する施設の名称、所在地、設置場所等

件名	大津市役所本庁舎飲料用自動販売機設置箇所の貸付け		
施設の名称	大津市役所		
物件区分	物件番号①	物件番号②	物件番号③
所在地	大津市御陵町3番1号	大津市御陵町3番1号	大津市御陵町3番4号
設置場所及び貸付箇所	本館1階	別館1階	第二別館2階
設置台数	1台	1台	1台
貸付面積 (※1)	1. 85m ² 自動販売機部分 1. 25m ² 容器回収箱部分 0. 60m ²	2. 03m ² 自動販売機部分 1. 43m ² 容器回収箱部分 0. 60m ²	1. 80m ² 自動販売機部分 1. 20m ² 容器回収箱部分 0. 60m ²
外形寸法 (※2)	自動販売機部分 幅 1.25m×奥行き 1.00m×高さ 2.00m以内 容器回収箱部分 幅 1.00m×奥行き 0.60m×高さ 0.90m以内	自動販売機部分 幅 1.30m×奥行き 1.10m×高さ 2.00m以内 容器回収箱部分 幅 1.00m×奥行き 0.60m×高さ 0.90m以内	自動販売機部分 幅 1.20m×奥行き 1.00m×高さ 1.90m以内 容器回収箱部分 幅 1.00m×奥行き 0.60m×高さ 0.80m以内
最低貸付料	24, 171円	24, 076円	29, 799円
貸付期間	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで	令和8年6月9日から 令和11年3月31日まで	

※1) 貸付面積は自動販売機部分と容器回収箱部分を合計した面積とする。

また、物件番号①及び物件番号③については、自動販売機と容器回収箱は離れた場所に設置することとなる。

※2) 自動販売機部分の外形寸法には、放熱余地を含み、電気メーター等は含まない。

また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障があるので、それらの支障がないか確認をすること。

※3) 入札は、物件区分ごとに実施する。

(参考)

開庁日時	平日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。） 午前9時から午後5時まで
本庁舎職員数 及び来庁者数	本庁舎職員数：概ね1,900人 来庁者数：概ね1,500人／日
現在本庁舎にある 自動販売機の 飲料価格	缶、ペットボトル 100円から210円まで ※一部のスポーツ飲料を除く
現在本庁舎にある 自動販売機	① 本館5階（4台） ② 新館2階（1台）、新館3階（1台）、新館4階（1台）新館5階（1台） ※今回の入札物件を除く
設置場所の環境	物件番号① 本館正面玄関に最も近く、隣接して庁舎総合案内や税関連等の窓口がある。 物件番号② 別館は来庁者駐車場に最も近く、庁舎内で最大の会議室（定員180名）が隣接している。 物件番号③ 第二別館は電算センターであり、職員と委託会社社員を合わせて概ね35名程度が常時、同館で業務に従事している。

2 自動販売機の設置条件

（1）設置事業者の施設使用形態

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、大津市が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を貸し付ける方法により行う。

（2）貸付期間

貸付物件の貸付期間は、物件番号①については、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、物件番号②及び物件番号③については、令和8年6月9日から令和11年3月31日までとする。

なお、この契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約によるものであり、貸付契約の更新は行わないものとする。

（3）貸付料

入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって貸付料（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

各年度、納入通知書により大津市が指定する期日までに一括納付すること。

（4）必要経費

光熱水費に係る費用の負担については、設置事業者の負担とする。

設置事業者は、自動販売機に光熱水費の使用料を計る専用メーターを設置し、それによる実費を大津市が指定する期限までに全額納入すること。

（5）設置機器の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものに限る。

ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

- イ 新旧500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。
- ウ 外形寸法を超えないものとし、転倒防止対策を行うこと。
- エ 災害発生時に本市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償提供できること。（災害救助対応機能付きのもの。）

（6）利用上の制限

- 契約期間中は、次の事項を遵守すること。
- ア 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を大津市が指定する期限までに確実に納付すること。
- イ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、大津市の指示に従うこと。
- ウ 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類の販売を行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。なお、商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に大津市と協議を行うこと。
- エ 他の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格で販売すること。

（7）維持管理

- 契約期間中は、次の事項を遵守すること。
- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- エ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- オ 自動販売機の故障や問合せについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

（8）原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大津市に請求することができない。

（9）売上実績の報告

設置事業者は、売上本数及び売上金額について、大津市へ上下期の年2回報告を行うこと。また、年度終了後は速やかに、売上実績報告書の提出を行うこと。なお、売上実績報告書の様式は任意様式とする。

3 入札参加資格

入札に参加できる者は、公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる要件を満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- （2）過去2年間において、施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたことがない者であること。
- （3）個人の場合には大津市に住所を有し、法人の場合は滋賀県内に本店、支店、営業所又は事務所を

置いている者であること。

(4) 大津市建設工事等指名停止基準又は大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。

(8) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ（ア）にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

（ア） 親会社（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（イ） 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（ウ） （ア）又は（イ）と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

（ア） 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

　a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

　（a） 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

　（b） 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (エ) (ア) から (ウ) までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (9) 次に掲げる税を滞納していない者であること。
- ア 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。））
 - イ 消費税
 - ウ 地方消費税
- (10) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有している者であること。
- (11) 直近2年間において国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体の施設で、自ら自動販売機を設置した実績を2件以上有していること。

4 入札参加の申込み

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出し、本市の入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ※資格確認書類
- ア 一般競争入札参加申込書（様式第1）、誓約書（様式第2）
 - イ 役員名簿（様式第2の1）
 - ウ 証明書類（発行から3か月以内のもの、原本であること）
 - (ア) 法人の場合
登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本
 - (イ) 個人の場合
住民票の写し又は登録原票記載事項証明書
 - エ 市税の未納がないことの証明書（発行から3か月以内のもの）
市税について（大津市収納課が発行する完納証明書）
 - (ア) 法人の場合
法人市民税及び固定資産税・都市計画税の完納証明書
 - (イ) 個人の場合
普通徴収（特別徴収）市県民税及び固定資産税・都市計画税の完納証明書
- ※ (ア) 及び (イ) に掲げる税目のうち、法令の規定に基づく猶予制度の適用を受け

ているものにあっては、完納証明書に代えて納税の猶予許可通知書その他の猶予制度の適用を受けていることを証明する書面を提出すること。

オ 実績調書（様式第1の1）

※直近2年間において国（公社、公団を含む。）又は、地方公共団体の施設で、自ら自動販売機を設置した実績を2件以上記載し、契約実績が証明できる書類（契約書、委託書等）の写しを添付すること。

（2）申請者は、第1号に定める書類を、次号に掲げる入札参加資格の審査の申請の受付期間に受付場所において市長に提出すること。

（3）入札要領の配布及び入札参加資格の審査の申請の期間及び場所は、次のとおりとする。

ア 期 間 令和8年1月26日（月）から同年2月17日（火）まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 場 所 大津市御陵町3番1号 大津市役所総務部管財課（別館2階）

ウ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による提出の場合は、次号記載の郵送先及び郵送方法にて受付期間内に到着したもののみ有効とする。

エ 郵 送 先 〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市役所 総務部管財課 宛て

郵送方法 一般書留郵便又は簡易書留郵便

（これ以外の方法により提出した場合は、受付期間内に到着したものであっても無効とする。）

（4）書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

（5）提出された書類は返却しない。

5 契約条項を閲覧する場所

前項第3号に規定する期間及び場所において閲覧に供する。

6 資格確認結果の通知

（1）入札参加資格は提出された書類を審査の上、その結果を令和8年2月25日（水）までに入札参加資格がないと認定され場合についてのみ、一般競争入札参加申込書に記載のあるメールアドレス宛に一般競争入札参加不適格通知書（様式第3）により通知する（参加資格のある者についての通知は行わない）。

（2）審査結果にて入札参加資格を有することを認めた場合でも、開札日までに第3項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときは、入札の資格を失うものとする。

7 入札参加資格のない者への理由説明

入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該入札申込者にその旨及び理由を一般競争入札参加不適格通知書（様式第3）により通知する。

なお、入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、当該通知のあった日の翌日から起算して7日以内に書面により説明を求めることができるものとする。

説明を求める文書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して7日以内に書面により回答する。

8 質問及び回答

公告の内容等に対する質問方法及び回答は、次のとおりとする。

(1) 質問方法

疑義等がある場合には、令和8年2月17日（火）午後3時までに質問書（様式第4）を大津市総務部管財課へ電子メールにて送信すること。

※電子メール以外の方法によるものは受け付けない。なお、メール送信に当たっては確認のため、送信した旨、管財課へ電話連絡すること。質疑項目がない場合は提出不要。

送信先アドレス otsu1204@city.otsu.lg.jp

電話番号 077-528-2715

(2) 回答方法

令和8年2月25日（水）午後3時以降、大津市総務部管財課ホームページに回答書（様式第5）を掲載するものとする。

9 入札

(1) 入札方法

ア 入札書の提出は郵送にて行うものとし、持参その他の方法によるものは受け付けない。

一般書留郵便又は簡易書留郵便により、大津市役所内郵便局へ局留扱いで送達期限の令和8年3月9日（月）までに到着するように郵送するものとする。

イ 前項の規定により入札書を郵送する場合には、封書あて名等記載方法の例（様式第8）により封筒に入札書を入れ、封かんし、表側に「大津市総務部管財課宛」と記載した上で、「入札書在中」表記並びに入札件名、物件番号及び開札日を記載するとともに、裏側に入札参加者名を差出人として記載すること。また、複数の物件区分について入札書を郵送する場合には、1枚の封筒の中に複数の物件区分の入札書等を同封するのではなく、それぞれで封筒を用意し、それぞれで郵送を行うこと。

ウ 郵送に使用する封筒は任意のものとし、入札書については入札書（様式第6）を使用すること。

また、入札書のくじ番号欄に3桁以内の任意の値を記入すること。

エ 入札郵送後において、開札執行までは入札辞退を認めるものとする。この場合において辞退の申出は任意の様式による入札辞退届による。

オ 入札者は、本市に到達した入札書の書換え、引換えをすることができない。

カ 今回の入札は、予定価格（最低貸付料）を事前に公表しているので、開札の結果、落札者がいない場合でも、原則、再度の入札は行わない。

(2) 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札説明会

実施しない。

10 入札保証金

大津市契約規則（昭和40年規則第35号。以下「規則」という。）第5条による。

11 入札の中止

次の各号のいずれかに該当するときは、入札の執行を延期し、又は中止することができる。

- (1) 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたとき。
- (2) 入札者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 規則第13条各号のいずれかに該当する入札
- (2) 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で郵送された入札
- (3) 封筒に「入札書在中」と朱書きされていない入札
- (4) 第9項第1号の到達期限より後に大津市役所内郵便局に到達した入札
- (5) 大津市役所内郵便局において管財課宛て局留分として引渡しがなされなかつた入札
- (6) 入札書が同封されていない入札
- (7) 1枚の封筒の中に、複数案件の入札書等を同封した入札
- (8) 同一入札について、複数の入札書等が郵送されたとき。
- (9) 入札金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札
- (10) 入札書に件名又は物件番号の記載がなく、又は記載に誤りのある入札
- (11) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札
- (12) その他入札に関する条件に違反したとき。

13 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、関係法令等及び入札要領に基づく入札条件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書等が到達期限までに到達しなかつた場合も同様とする。
- (2) 第12項の規定により無効とされた入札書等は、返却しないものとする。

14 開札

- (1) 開札は、入札公告において定める日時及び場所にて行い、入札者本人及びその委任を受けた代理人は、開札に参加することができる。なお、代理人については開札の立会に関する委任状（様式第7）を持参すること。
- (2) 前項の場合において、入札者が立ち会わない場合は、当該入札事務に關係のない市職員を立ち会うものとする。

15 落札候補者の決定方法

落札者の決定は、次に掲げる方法による。

- (1) 最低貸付料以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 前号に該当する者が2以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

16 開札結果

開札結果は、落札者に落札通知書（様式第9）で、落札者以外の入札参加者には入札結果通知書（様式第10）で一般競争入札参加申込書に記載のメールアドレス宛に通知する。

17 契約の締結

落札者との賃貸借契約は、次に掲げる方法による。

- (1) 落札者との契約は、令和8年3月23日（月）までに行う。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とする。
- (3) 契約は入札参加者の名義で行うこと。
- (4) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合は、契約を締結しない。この場合、大津市は一切の損害賠償の責めを負わない。

18 契約保証金

規則第24条による。

19 落札者の譲渡制限

落札者は、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

20 落札情報の公開

大津市は契約相手方の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）、氏名（法人の場合は法人名）及び契約金額について公表することができる。

問い合わせ先

大津市御陵町3番1号
大津市役所 総務部 管財課 管理係（別館2階）
電話（077）528-2715（直通）